

暴力団犯罪等の被害者に対する援助の措置の継続推進について（一般甲）

〔 令和 5 年 3 月 16 日
兵警暴一般甲第 29 号 〕

（概要）

この通達は、暴力団犯罪等の被害者に対する被害回復のための援助の措置に関して必要な事項を定めたものである。